

上富良野町

平成 29 年 1 月 23 日発行
第 6 号

農業委員会だより

新年を迎えて

上富良野町農業委員会
会長 青地 修



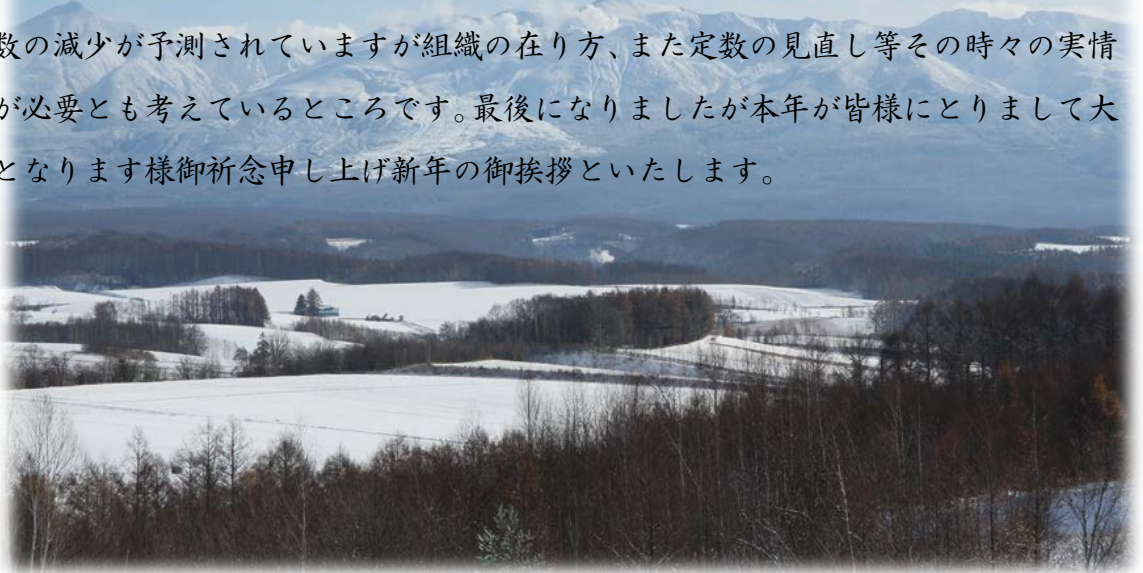
新年あけましておめでとうございます。

日頃より農業委員会に特段の御理解と御協力を賜り心よりお礼を申し上げます。

昨年は6～7月の日照不足で作物の生育が遅れ、秋には4度の台風が道内上陸を見るなど大変な年でした。台風による大雨で畑からの土砂の流失、道路、建物、車両等、大きな爪痕を残しました。被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。秋の収穫期にも追い打ちを掛ける様に9月の末から雨が多く収穫が遅れが出ている中、異例の10月中の根雪と大変御苦労された事と思います。今年は穏やかで豊穡の年となることを願うところでございます。

本年は農業委員の改選期にあたります。今回の制度改正により公選制が廃止され、町長が選任し、議会の同意を得ることとなりますが、定数条例制定に関する意見聴取の際には地区住民会長、農事組合長、改善組合長等、代表の皆様方には貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。また町長はじめ議員の皆様には幾日も協議等いただきました事心よりお礼を申し上げます。

今後農家戸数の減少が予測されていますが組織の在り方、また定数の見直し等その時々の実情に合った改革が必要とも考えているところです。最後になりましたが本年が皆様にとりまして大きく飛躍の年となります様御祈念申し上げ新年の御挨拶といたします。



農地の転用には手続きが必要です

このようなときは、農地法第4条又は第5条の転用許可が必要です。

1 転用手続きには、2種類があります。

①第4条の転用許可：自己のために農地の転用をする。(所有権・貸借権を有する場合)

②第5条の転用許可：権利移動を伴う農地の転用をする。(所有権移転・貸借権設定をする場合)

2 転用許可を受けずに、住宅などを建設すると原状回復措置と罰金等が課せられます。

3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は、1億円以下の罰金)

3 農地区分や目的により、転用が許可されないことがあります。

農用地区域内農地10ha以上の集団農地は、農業用施設以外の転用は原則認められません。

4 農地の転用が、原則転用は許可されます。

上水道と下水道が整備された区域内の農地は、原則転用が許可されます。

農地造成に伴う土砂採取など農地への原状回復が確実な場合は、一時転用が許可されます。

5 農地を次のように転用するときは、必ず事前に農業委員会に問い合わせください。

農地転用とは、農地を農地外に使用することで、農家の人も転用手続きが必要です。

①農業用施設建設をするとき

農家の住宅、農業用倉庫、農業機械格納庫、豚舎、牛舎、家畜飼料倉庫、農産物直売所、農地内通路舗装など

②農業用以外の施設建設・植林をするとき

農家以外の住宅・店舗・レストラン・倉庫などの建設、カラマツ等の植林、駐車場整備など



家族経営協定を知っていますか？

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

家族経営協定を締結する目的は何ですか？

わが国の農業は、家族単位で農業を営む家族経営が大宗を占めています。

家族農業経営は、家族だからこそその良い点がたくさんありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。

農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備することが重要です。

家族経営協定の締結をきっかけとして、目指すべき農業経営の姿や、家族みんなが意欲的に働くことが出来る環境整備について、家族間で十分に話し合うことが、農業経営の改善につながります。



農作物の作柄状況調査

農作物の作柄状況調査を9月9日に、産業振興課、町議会議員と一緒に行いました。

平成28年の作柄状況は作物全般で良好でありました。



農地パトロール及び農用地利用状況調査

農地パトロールは、農地が有効に利用され、適正に管理されているかを確認します。28年度は11月8日に産業振興課とともに行いました。

耕作が管理されていない農地は、雑草が茂り、病虫害の発生を助長し、周辺の農地に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。



[愛称]

～ しっかり積立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です

- 1 農業に従事する、次の方が加入できます。
 - ・ 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方
 - ・ 配偶者や後継者など家族農業従事者の方
 - ・ 認定農業者など、保険料に補助を受ける加入特典があります。
- 2 農業者年金を受け取るには、旧年金と新年金の手続きが必要です。
 - ・ 農業者老齢年金は、65歳になると受け取ることができます。
 - ・ 経営移譲の場合は、加算年金が受けられます。
 - ・ 新年金は、60歳から受け取ることもできます。
- 3 手続きの詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。



農業委員の地域・団体等からの推薦、公募を 3月1日から31日まで実施します

農業委員に関する法律が改正されました



平成27年9月に農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会委員の公選制（選挙）が廃止され、町長による選任制（議会の同意を得て任命）に変更されました。

全体の委員の定数は13名となり、各地域からの委員の推薦をお願いいたします。

現在の農業委員につきましては、任期満了（平成29年7月19日）まで引き続き務め、改選時から新法（選任制）が適用されます。

新制度では、中立委員（農家以外の方）を最低1名入れることとなっています。また、女性委員の登用も積極的に行うこととされています。

詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業窓口一本化（ワンストップ）により、4月から 町の農業部門と農業委員会がJAに移転します。

農業窓口のワンストップ化を目的として、平成29年4月1日から町の「農業振興課」と「農業委員会事務局」がJAかみふらの支所2階に移転することとなりました。

このことに伴い、役場の組織（課名）も一部変更となります。

農業部門を「農業振興課」とし、「企画商工観光課」を新設することとなります。

農業委員の辞任について

島津地区「杉本隆一」氏について、1月17日をもって辞任することになりましたので、お知らせします。（1月17日開催の農業委員会総会において、本人からの辞任願に同意しました）

杉本氏が主担当していました西日の出地区については、今後「井村悦丈」委員が担うこととなりますので、よろしくお願いいたします。